

国民健康保険税も社会保険料控除に該当します

国保

確定申告で社会保険料控除の申告をする際、国民健康保険税の納付済額も控除の対象になりますので、所得合計金額から差し引くことができます。

控除の対象となる国民健康保険税額は、前年の1月1日から12月31日までの期間に納付された金額となります。



◆口座振替をご利用された方

預金通帳の日付けを確認し、該当する1年間に納付された合計額を算出して、申告用紙へ記入してください。

◆納付書で納められた方

領収証書の日付けを確認し、該当する1年間に納付された合計額を算出し、申告用紙へ記入してください。

なお、確定申告の際に国民健康保険税領収証書などの書類の添付は必要ありません。

申告できる方

- ・口座振替で支払いの場合は、当該口座名義の方
- ・現金納付の場合は、実際に支払いをされた方
- ・年金から天引きされた場合は、当該年金の受給者

◎国民年金保険料の場合

国民年金保険料を納付された方が、社会保険料控除の適用を受けるときは、納付されたことを証明する書類（控除証明書や領収証書）の添付などが義務付けられています。

☎ 税務課（市役所1階）（☎88 - 8101）

平成23年分公的年金等の源泉徴収票が送付されます

年金

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等については、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。

老齢年金などを受けている方には「公的年金等の源泉徴収票」が1月末日までに送付されます。確定申告(期間:2月16日～3月15日)をする場合には、添付書類として提出してください。

Q: 障害年金・遺族年金を受けている人にも源泉徴収票は送付されますか?

A: 障害年金や遺族年金は所得税の課税対象となっていないため(非課税)、源泉徴収票は送付されません。

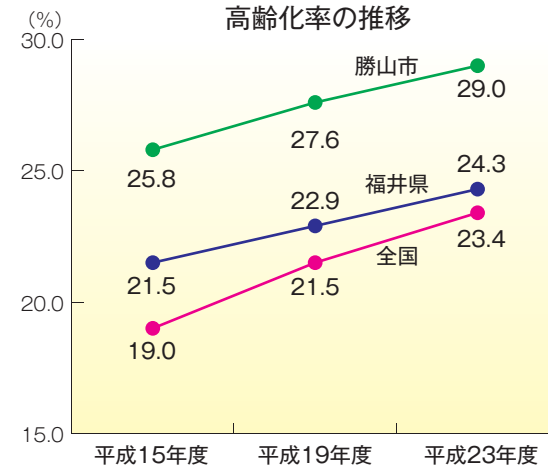
Q: 年金から所得税が源泉徴収されるのはどのような人ですか?

A: 65歳未満で年金の支払額が108万円以上の方、65歳以上で158万円以上の方が対象となります。

Q: 源泉徴収票に記載されている扶養親族等の状況が変わっていますが……?

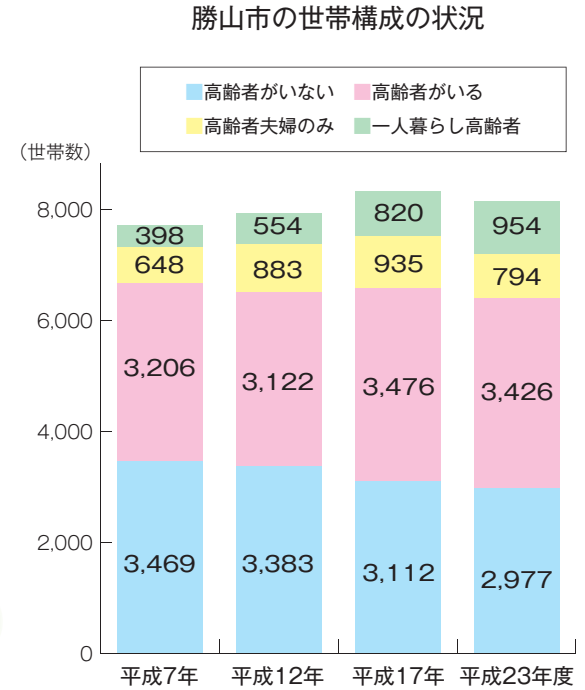
A: 年の途中で扶養親族が増えたり、扶養親族の状況が変わったりして、扶養親族等申告書に記載した内容から変更がある場合は、確定申告を行い所得税の過不足分を精算してください。

☎ 福井年金事務所お客様相談室（☎0776 - 23 - 4518）
市民課（市役所1階）（☎88 - 8102）



うまく見守ってもらうために

- 近所に見守りを願う
- 親族や緊急時の連絡先が分かるようにしておく



高齢者が安心して生活するために「近所の力」が大切です

高齢者を取り巻く現状
高齢化が進む勝山市では、寝たきり・認知症等の要介護高齢者や、一人暮らしの高齢者が増えています。その結果、「自分では財産管理ができない」「悪徳商法の被害に遭わないか心配」と言う相談が増えています。

地域で見守り活動を
このような現状の中、地域ぐるみで高齢者の見守りを行うことが大切です。各地区では、災害時要援護者登録や自主防災組織等による支援がスタートしています。日頃から高齢者と繋がりを持つことで、「地域」が高齢者の変化に気づき、早期に適切な対応をすることができ、一人暮らしの方が自宅内で倒れているのを、地域の方が早期に見つけた事例もあります。

高齢者自身「まだ私は元気」と思っている、今のうちから地域とつながりを持ち、近所の方と顔見知りになっておくことが大切です。

ご存知ですか? 成年後見制度
認知症等により判断能力が不十分な方々は、財産管理や様々な契約の締結を自分で行うことが難しい場合があります。

このような方々を支援するために、家庭裁判所が選任した成年後見人(家族、弁護士、司法書士、社会福祉士等)が、このような方々を保護し、支援する「成年後見制度」があります。

成年後見人の申し立ては、家庭裁判所に行うこととなりますが、地域包括支援センター「やすらぎ」では、制度に関するご相談や申し立ての支援を行っていますので、ご利用ください。

成年後見人が手伝ってくれること
・日常生活の中で財産管理(預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します)
・契約の代理締結(介護サービスの利用契約や施設への入所契約などを、本人に代わって行います)



地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です
ご家族、ご近所で物忘れが出て日常生活が不安になっている高齢者はいませんか? 地域包括支援センター「やすらぎ」では、認知症の方や一人暮らし高齢者も、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。その他、高齢者の総合相談窓口として様々な相談を受け付けています。まずはご相談ください。

☎ 地域包括支援センター「やすらぎ」(すこやか) (☎87 - 0900)